

随意契約理由書

件名	本庁舎4号館エレベーター保守点検業務
契約の相手方	日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本業務は、建設基準法第8条で建築設備を常時適法な状態に維持するよう定められており、これを実現する方法として、財団法人日本建築設備昇降機センターより出されている方針に基づき行う業務です。</p> <p>本庁舎4号館(危機管理センター)の乗用(非常用)エレベーターは、オーダー型の高速タイプであり、制御機構は上記業者が開発・設定したプログラムを使用し、部品もオーダー部品が多数使用され部品の供給体制及び緊急対応体制についても迅速に対応できるのは、上記業者だけである。また、故障箇所によっては上記製造以外では対応不可能なケースが発生する。従って、本保守点検業務するのは、本設備を製造・設置した上記業者しか出来ない。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局庁舎管理課庁舎管理係 (電話番号 322-5067)